

スポーツ振興センターの給付対象にならないもの

スポーツ振興センターからの給付対象になる医療費は、学校管理下で起こった災害に対して支払われた、「健康保険法に規定する医療保険並み診療における医療費」なので、自費診療の分の医療費については給付対象となりません。また、「第三者の加害行為による災害」も、加害者に対する損害賠償が優先となるので給付対象となりません。

<例>

- ・ 歯を負傷した場合、自費診療の矯正や差し歯、詰め物は対象になりません。
(ケガの程度によっては「歯牙欠損見舞金」「障害見舞金」が給付されることはあります)
- ・ 急性期中核病院を、紹介状や救急車による搬送ではなく受診した際に支払う、「初診時選定医療費」は対象になりません。
- ・ 傷が治った後の傷跡等をきれいにするための、美容目的に関わる治療は対象になりません。
- ・ 装具・松葉杖のレンタルについては対象になりません(医師が必要と認めて購入した場合は請求できます)
- ・ 差額ベッド代は基本的には対象になりません。
- ・ 対自動車の交通事故は、相手車両がわからなくても対象になりません。
- ・ 対自転車事故の交通事故は、相手から治療費等が支払われた場合は対象になりません。
- ・ 故意の犯罪行為または故意による災害の場合は給付されません。

※他にもスポーツ振興センターの判断により、給付が行われなかったり減額されたりする場合があります。

ただし、次に当てはまる場合は保健室に連絡してください



- ・ 学校管理下で起きた交通事故等で、スポーツ振興センターの給付対象にはならないが、10日以上の通院、または5日以上の入院をした場合
- ・ 学校管理下で起きた災害によって、1本または2本の永久歯に対して歯科補綴(歯牙の欠損あるいは歯冠の崩壊について、欠損補綴あるいは歯冠補綴)を行った場合

※高等学校安全振興会の特別見舞金の対象となる場合があります。



お問い合わせ先 上尾橋高校 保健室 (048-725-3725)